

多様性について

パリで開催されたオリンピックそしてパラリンピックがあったという間に終わりました。

先日、パリ大会柔道 100 kg 超級の金メダリスト・テディ・リネール選手が発した言葉が、波紋を広げました。リネール選手は、パラリンピックの金メダリストを、『パラアスリートはスーパーヒーローだ』と表現し称えました。

しかし、これに対してパラリンピックのメダリストは、「私たちは障害者であり、普通の人だと思われたい。スーパーヒーローでなくアスリートとして、スポーツで成果を上げる私たちを見てほしい」と SNS で異論を投げかけました。

パリ大会でもいくつものメダルを獲得した水泳男子・鈴木孝幸選手は、20 年前、高校 3 年で初めてパラリンピックに出場した頃、周りの選手から「障害者という理由で大学の水泳部に入れなかった」「スポーツ施設を使わせてもらえなかった」。障害者の大会ではスタンドの観客はまばら。「厳しい練習をしているのはパラ選手も同じなのに」と健常選手との待遇や注目度の違いに悔しさを募らせた」「しかし欧州では多くの観客が集まり、注目も評価も頂いている」といった趣旨の発言をされています。

ロータリーでは、DEI の原則を尊重、実践することとあります。

- 他者を尊敬する言葉を使う
- サポートを示す
- 温かく迎えるインクルーシブな環境を助長する
- 多様性を重んじる

です。

無意識の偏見が頭をもたげることがないように、意識し行動したいと思います。

社会奉仕委員会アワー ●崎野委員長

チェシャホーム「しろう自立の家」施設長

堂田俊彦様

「障害者福祉の 40 年」について



社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会の設立母体である、ひょうご子どもと家庭福祉財団に、レクレーション活動、療育訓練に通われていた子供たちが成長して、親から独立して「施設」ではない「自分たちの家」を作ってもらいたいとの要望があり、昭和 56 年 11 月に、宍粟市一宮町伊和にチェシャホーム「はりま自立の家」がオープンしました。県内から 50 人の入居者を迎え、どん

なに重い障害があっても、自分の意志で、人の手を借り、自由に主体的に生きる生活が始まりました。

40 年前は、施設は閉鎖的な所とのイメージがありました。開設後は、障害のある人達が積極的に地域の中に出ていくようにし、散髪や美容院はもとより、買物に出かけたり、選挙も地元の投票所まで出向き、地域の人たちとの交流を行いました。しかし当時は車いすの人たちが移動するのに段差があり、様々な障害がありました。山崎町のジャスコ(現在のイオン)に買い物に行ったときは、業務用のエレベーターで上の階まで移動していました。

新幹線を利用するときは、姫路駅で業務用通路を通り、ホームに上がる時は、エスカレーターを駅員さんが一旦停止して上げてもらっておりました。今ではどこへ行くのも、エレベーターやスロープが整備され、公共の施設には、身体障害者トイレも整備されております。ずいぶん 40 年間でハード面ではバリアフリーになりました。

40 年前には、行政上「身体障害者療護施設」は県内に神戸と和田山の 2ヶ所あり、「はりま自立の家」は 3 番目の施設でした。現在は、県内に 19 施設になっています。

当時は入所に関しては、行政が主体で入所先が決定しておりました。障害の程度により利用できる施設も決められておりました。運営費も措置費として支給されておりました。

平成 18 年 10 月に、障害者自立支援法が制定され、措置費制度から支援費制度に変更されました。

「障害者自立支援法」は身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法の制度格差が是正され、障害種別にかかわらず障害者が必要とする共通のサービスは利用の仕組みが一元化されました。いわゆる 3 障害一元化がなされました。

障害種別ごとに 33 種類もあった障害者施設・事業体系が、平成 23 年度までに段階的に新体系に移行し、「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、日中活動の場は生活介護等、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など 6 事業に再編されました。

事業の実施主体は社会福祉法人の他、NPO 法人など広く運営が可能になりました。利用者が利用出来る施設を主体的に選ぶことが出来、相談支援事業所がサービスを調整し利用計画書を市町村に提出し、市町村が支給決定を行いサービスが開始される仕組みになっています。

利用者は収入としては、20 歳になれば障害基礎年金が国から支給を受けられます。障害認定が必要です。1 級の方で、年間約 98 万円、2 級で約 79 万円の支給を受けておられます。施設

に支払う費用は、本人の所得によって決められます。利用者の方は、ほとんどが非課税所帯なので、食費・光熱水費は自己負担となりますが、利用費は年金所得範囲内で賄えます。

サロンコンサートについて

令和4年2月に社会奉仕委員長をされていた、本條昇様にお目にかかる機会があり、しろう自立の家と交流の出来ることがないかとのお話があり、新築記念にグランドピアノを寄贈していただけるので、ピアノコンサートを行ってもらえればとお願いしました。

10月に、新しい社会奉仕委員長の伊藤様のご尽力により、「新築移転記念コンサート」を開催していただき、翌年も喜多村委員長・富田会長様のご尽力で「移転1周年記念サロンコンサート」を開催していただき、約180名の参加者がありました。今年も崎野委員長様よりコンサートの開催のお話があり、10月20日に「第3回サロンコンサート」を予定しております。

私どもの施設が、利用者だけのものではなく、広く地域のみなさまにも利用していただき、地域福祉の拠点になればと願っております。共生社会の実現にむけて努力していきたいと思っています。今後ともご支援の程よろしくお願いいたします。